

# 不正競争防止法改正を踏まえた 技術情報流出の管理体制と実務ポイント

- 日時● 2016年 7月 26日(火) 13:30~16:30
- 会場● 東京・麹町『企業研究会セミナールーム』
- 講師● ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)  
弁護士・ニューヨーク州弁護士 松本 慶 氏

【経歴】ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業) 知的財産権・情報通信グループ所属弁護士。1999年東京大学法学部卒業、2006年ノースウェスタン大学ロースクールにて法学修士を取得、日本国及びニューヨーク州において法曹資格を有する。日本国内だけでなく米国その他諸外国における特許訴訟等知的財産権に関わる紛争に従事するほか、また日本企業の技術をベースとした海外進出に際しての知的財産権の保護、契約内容等についての全般的な法的アドバイスの提供及びサポートも行っている。著書に『クラウドと法』(きんざい、2011年10月)があり、知的財産権・情報通

## ◆開催にあたって

昨今の情報技術の向上に伴い技術情報の持ち出しが容易になるにつれ、情報流出によって企業の被る損害は増加の傾向を見せています。改正不正競争防止法も本年1月1日より施行されておりますが、営業秘密漏えいの厳罰化や非親告罪化などの重要な変更が多く含まれており、また本年2月には「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～」が経済産業省より公表されました。

そこで本講座では、企業を取り巻く技術情報流出の最新の動向を踏まえ、技術情報の法的保護の詳細を解説します。また、改正不正競争防止法について留意すべき点を確認した上で、技術情報流出を抑えるために必要な管理体制の確立から、実際に流出した場合に行うべき初動対応、損害賠償までの実務対応の流れについて、解説していきます。また、米国やEUでも営業秘密関連法制の法整備が進められる等新たな動きがあります。このような国外における動きにつきましても、本講座では実務的側面も踏まえて解説していきます。

《詳細は裏面をご覧ください》

### ■受講料：1名(税込・資料代含む)

正会員	32,400円	本体価格 30,000円
一般	35,640円	本体価格 33,000円

### ■参加要領

- 申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者あてにFAXいただくか、当会ホームページからお申し込みください。後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- 申込書をFAXにてご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。
- よくあるご質問(FAQ)については当会ホームページでご確認いただけます。  
〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕
- お申込み後のキャンセルは原則としてお受けいたしかねますので、お申込者様ご出席できない場合には、代理の方のご出席をお願い申し上げます。
- 最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきますことありますので、ご了承下さい。

### ■お申込・お問い合わせ先

一般社団法人企業研究会 担当：福田  
E-mail: fukuda@bri.or.jp  
TEL:03-5215-3512 FAX:03-5215-0951  
〒102-0083  
東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局宛 FAX 03-5215-0951

\*当会ホームページ(<http://www.bri.or.jp>)からもお申込みいただけます。

161156-0213(※)		2016.7.26	
申込書 不正競争防止法改正を踏まえた 技術情報流出の管理体制と実務ポイント			
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
E-mail			
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
E-mail			

\*お客様の個人情報、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

# 不正競争防止法改正を踏まえた 技術情報流出の管理体制と実務ポイント

## ●プログラム●

13:30

### I. 技術情報に関するトラブルと最新の動向

- (1) 技術情報流出の現状と背景～典型的な流出経路等～
- (2) 技術情報の流出経路と流出先の傾向とは

### II. 技術情報の法的保護の構成

- (1) 秘密保持契約による保護
  - ・誰と契約し、何を対象とし、どのような効果が発生するのか
- (2) 営業秘密としての保護
- (3) その他

### III. 改正不正競争防止法

- (1) 改正のポイント
- (2) 改正による実務への影響
- (3) その他の動き

### IV. 技術情報流出の予防策～管理体制等～

- (1) 管理体制整備における3つのポイント
  - ・物理的・技術的な管理体制
  - ・人的な管理体制
  - ・組織的な管理体制
- (2) 従業員・退職者の秘密保持義務、競業避止義務
- (3) 内部通報制度の設置・周知
- (4) その他違反行為に対し実効性のある措置を取るための管理体制

休憩

### V. 技術情報流出が生じた場合の実務対応策

- (1) 法的な根拠の確認
- (2) 実際に技術情報が流出した際の具体的な動き
  - ・初動対応（事実操作、証拠の収集・保全）はどうすべきか
  - ・警告書の送付はどのような状況でどのように行うのか
  - ・差し止め請求が技術情報流出に与える効果とは
  - ・損害賠償請求を行う際の留意点とは

### VI. 海外における「トレード・シークレット」関連法の動向

- (1) 米国：営業秘密防衛法
- (2) その他：EU等

### VII. 国境を越えて技術情報流出が生じた場合の対応策

- (1) 国際的な事案において用いられる法とその留意点
- (2) 実際に技術情報が流出した際の具体的な動き
  - ～初動対応、法的措置の検討、民事手続き上のポイント～
- (3) 日本の不正競争防止法などに基づく対応と実務上の留意点
  - ・管轄の問題
  - ・準拠法の問題
  - ・判決の実効性の問題
- (4) 海外における対応
  - ～米国、EU、中国、韓国等～

16:30